2024年2月15日発行　第143・144合併号
ISSN 2187-0209

JAOT

2024
2

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)
日本作業療法士協会誌

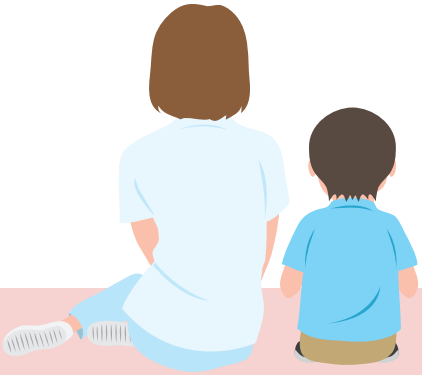

トピックス

「協会員＝士会員」実現のための方策と工程表

令和6年能登半島地震 被災地の皆様に
心よりお見舞い申し上げます

協会活動資料

2024年度課題研究助成制度 助成研究決定

2023年度 代議員選挙選出代議員一覧

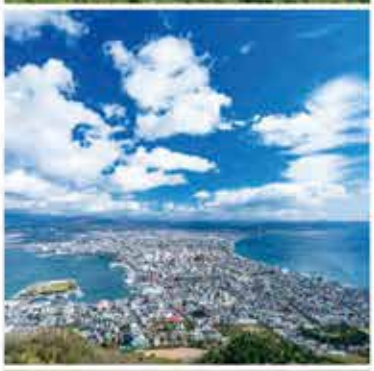

8th APOTC.2024 Sapporo. Japan

第８回　アジア太平洋作業療法学会

The 8th Asia Pacific Occupational Therapy Congress 2024

互いに支えあう地域づくり ―持続可能で根拠に基づいた作業療法―

会期
2024年11月6日(水)―9日(土)

会場
札幌コンベンションセンター

学会長
Ling-Hui Chang
アジア太平洋作業療法地域グループ 会長

山本 伸一
一般社団法人 日本作業療法士協会 会長

INFORMATION

一般社団法人 日本作業療法士協会 事務局

第8回 アジア太平洋作業療法学会
(APOTC2024)運営事務局

公式ウェブサイト
(SNSもこちらから)

JAOT 2024 2
The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)
日本作業療法士協会誌

CONTENTS

目次 ● 2024 年 2 月 15 日発行　第 143・144 合併号

トピックス

2 「協会員=士会員」実現のための方策と工程表

11 令和 6 年能登半島地震　被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます
12 児童福祉領域の作業療法意見交換会 開催報告
14 JDDnet 第 19 回年次大会 開催報告
15 事務局からのお知らせ

連 載

16 ご存じですか？ 団体保険⑤
▶「生きる」を創るがん保険 WINGS・医療保険 EVER シンプル
19 ご存じですか？ 団体保険⑥
▶親子のちから（親介護費用補償特約付き団体総合保険）
22 Front line APOTC2024 ⑭
▶Precongress Workshop についてご紹介いたします！

24 協会活動資料
▶2024 年度課題研究助成制度 助成研究決定
▶2023 年度 代議員選挙選出代議員一覧
27 各部の動き／訃報連絡

28 2023 ～ 2024 年度協会主催研修会案内
30 日本作業療法士連盟だより
31 求人広告
32 編集後記

本誌第 142 号（2024 年 1 月 15 日発行）に関するお詫びと訂正

本誌 142 号（2024 年 1 月 15 日発行）掲載の「第 5 回 ご存じですか？団体保険」（p.14-16）の内容に一部誤りがありました。このため、本号に正しい記事を再掲いたします。読者および関係団体の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

TOPICS

「協会員＝士会員」実現のための方策と工程表

「協会員＝士会員」実現のための検討委員会

『「協会員=士会員」実現のための方策と工程表（修正案）』が 2023 年度第 6 回定例理事会（2023 年 12 月 16 日開催）において可決・承認され、2023 年 12 月 28 日には 47 都道府県作業療法士会の会長および事務局宛てに山本会長より発出されています。都道府県士会に「方策」と「工程表」を確認、検討していただき、各士会と合意をかわすために委員会として努力をしてまいります。

以下に、『「協会員=士会員」実現のための方策と工程表（修正案）』を掲載しますので、会員の皆様には「協会員=士会員」の方向性や今後の自身の会員としての立場を確認ください。また、右に「方策」のポイントを挙げますので、参考にしてください。

- 会員の位置づけと協会、士会の定款改定
- 入退会や士会間移動等の手続き
- 協会・士会の年会費や入会金の一括徴収の方法や請求時期
- 徴収した士会会費・入会金の士会への送金時期
- 入退会・移動・休会等に関する会員情報の一括管理の方法や士会所属の確定時期
- 士会間異動の基本的ルール
- 「協会員=士会員」のための協会会員管理システム 3 次開発で「新士会システム」の開発

今後、「協会員=士会員」を会員の皆様へ具体的に解説するQ & Aを本誌に掲載していきますので、どうかご協力、ご理解いただきますようお願いいたします。

A. 大前提

I. システムの共有

1. 日本作業療法士協会（以下、協会）とすべての都道府県作業療法士会（以下、士会）は、2026 年 12 月までに協会が構築し提供する全国共通のコンピュータシステム（以下、新システム）を用いて会員および会費の管理を行うこととする。

1-1. 新システムは、協会員であり且つ士会員である者（以下、「協会員=士会員」）を対象とする（正会員をはじめとして、「協会員 = 士会員」の条件を満たす名誉会員や永年会員なども対象とする）。

1-2. 新システムは、副次的に、協会が「協会員=士会員」以外の会員（士会員でない協会員）および他の会員種別（名誉会員、賛助会員、等々）を管理する機能も実装する。

1-3. 士会が「協会員=士会員」以外の会員（協会員でない士会員）および他の会員種別（名誉会員、賛助会員、準会員、等々）のために別の管理システムを用いることは妨げない。

1-4. 新システムで士会が管理・閲覧できるデータの範囲は以下の通りとする。

①管理可能：「協会員=士会員」

②閲覧可能：士会でない協会員（名誉会員や永年会員については協会および士会での会員区分について確認・検

討が必要）

③管理・閲覧不可：協会員でない士会員、士会の賛助会員、学生会員など協会の正会員でない士会員

1-5. 協会は、新システム移行時までの士会における現会員および退会会員の未納会費の管理は行わない。ただし、

①新システムへの移行時までに、現在すでに協会が提供している士会システム（以下、現行の士会システム）に現会員および退会会員の過去の未納会費の情報を所定の方法で登録しておいていただければ、それを吸い上げて年会費とともに一括徴収する機能を新システムに搭載する。

②士会費の請求額は、デフォルトでは当該士会の通常の正会員会費を表示させるが、必要に応じて士会事務局が士会の責任において任意に変更できるようにする。

2. 新システム稼働までの期間、協会と士会は以下の準備を行うこととする。

2-1. 新システムで会員および会費の管理を行う前提として、協会とすべての士会とは、双方向性の「個人情報の取り扱いに関する覚書（改訂版）」を締結する。

2-2. 協会員名簿と士会員名簿との突合作業を行い、「協会員＝士会員」を明らかにするとともに、士会員でない協会員に対しては協会が、協会員でない士会員には士会がそれぞれ働きかけて、両団体に入会することを促していくこととする。（→ B-V-6）

2-3. 突合作業が完了した士会は、新システムへ移行するまでの期間、現行の士会システムを用いて、士会での入退会管理および、協会からのログメールを用いた会員情報の管理を行う。

可能であれば、異動に伴う情報更新の窓口を会員ポータルサイトに 1 本化することで、現行の士会システムと士会保有の会員情報の整合性を保つようにする。

現行の士会システムの運用方法については、突合結果のデータ返却時に配付する「突合作業後の会員管理について」の書類（全 6 種）を参照していただく。管理方法についての問い合わせは士会システムメーリングリストを活用し、すべての士会で情報共有が図れるようにする。

2-4. 会員に対しては、システム上の登録情報が正しいものとなるよう、会員ポータルサイトでの自己の登録情報の更新を、協会および士会より繰り返し呼びかける。

3. 新システムが実装すべき機能については、現行の士会システムの運用および、2024 年 5 月にリリースされる 2.1 次システムの活用に向けた説明会を行い、その運用を基に今後さらにヒアリングを重ね、可能な限り各士会の要望に応えられるものに改修する。

Ⅱ. 事業年度および会計年度の共有

4. 事業年度および会計年度は、協会・士会共通して、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

B. 会員の位置づけ

Ⅰ. 対象とする会員区分

1. 対象とする会員区分は「正会員」のみとする。

1-1. 名誉会員、永年会員、賛助会員、準会員、学生会員等の会員種別が、協会・士会それぞれにおいていかに規定されているとしても、「正会員」としての権利を有する場合は、新システム上では正会員と同等の対象として扱う。

会費設定が通常の「正会員」と異なる場合は、会費区分に設定し、各士会による会費区分変更が必要である。

1-2.「正会員」としての権利を有しない会員種別の管理は、協会・士会それぞれの規定により、独自システムで管理する。

Ⅱ. 実現すべき状態

2. 協会のすべての正会員が、少なくとも一つの士会に所属しており、且つ、士会のすべての正会員が協会に所属している状態。

Ⅲ. 会員の所属規定

3. 協会の正会員が、同時に複数の士会に正会員として所属することは妨げないこととする。

3-1. 複数の士会に正会員として所属している協会の正会員は、「主たる所属士会」を一つ選択し、新システムに登録することとする。その主たる目的は、①協会の代議員選挙における所属選挙区を明確にすること、②都道府県別の会員数を割り出す際に重複を避けることにある。（所属士会の主・従は士会員としての権利・義務を左右するものではない。）

4. 所属する士会は、勤務施設または自宅が所在する都道府県の作業療法士会を選択することを原則とする。

Ⅳ.「協会員=士会員」実現のための方策の導入開始年度

5.「協会員＝士会員」実現のための方策（会費の一括徴収および会員管理の一元化等）の導入開始年度は2027 年度とする。ただし、2027 年度会費を前年度中に徴収するため、新システムの運用は 2026 年度中から開始する。

Ⅴ. 方策導入開始年度までの移行期間の対応

6. 既存の正会員については、方策導入開始年度の前年末（2026 年 12 月 31 日）までに、協会か士会のどちらかにしか所属していない状態の解消をめざす。このために、既存の協会員と各士会会員との個人データの突合を行い、協会か士会のどちらかにしか所属していない会員を洗い出し、上記の期限を明示して両会に所属することを促す。

6-1. 協会員ではあるが士会員ではない者に対しては、方策導入開始までの期間中に協会から文書を送付して「協会員=士会員」の趣旨を説明し、B-Ⅲ-4 に該当する士会への入会を強く促すとともに、ホームページ、機関誌等を通しても繰り返し意識化に努める。

6-2. 士会員ではあるが協会員ではない者に対しては、方策導入開始までの期間中に当該士会から文書を送付して「協会員=士会員」の趣旨を説明し、協会への入会を強く促すとともに、ホームページ、機関誌等を通しても繰り返し意識化に努める。また、文書のひな型は協会から提供する。

6-3. 複数の士会に正会員として所属している既存会員については、「主たる所属士会」を決定し、方策導入開始年度の前年末（2026 年 12 月 31 日）までに協会システム上に登録することとする。

7. 新入会員については、方策導入開始年度に先立つ 2026 年度の入会者より、協会と士会の両会に入会することを運用上励行すべき条件とし、2027 年度の入会者からこれを必須要件とする。

8. 方策導入開始前年度までに関係する定款・諸規程を整備・改定し、会費納入に関する規定は 2027 年 1 月

1 日から、その他の規定は 2027 年 4 月 1 日から施行できるようにする。

8-1. 協会・士会ともに、定款変更を行うことを第一優先課題とする。別添の定款変更案、他団体の定款例に倣って、方策導入開始年度の前年度までの社員総会において定款変更を行う。

8-2. 公益社団法人にあっては、都道府県の公益認定等委員会との交渉において、別法人だから盛り込めないという形式論に対し、既存の実例を示すなどして、医療系職能団体としての特殊性と必要性を強調して説得にあたる。

8-3. どうしても定款変更ができない士会においては、定款施行細則、会員資格に関する規約等の下位規程において、同等の内容（協会の会員であることを資格要件とする規定、施行時に協会の会員でない者については士会の正会員と同等の権利と義務を有するものと見なす規定を附則に）を盛り込むこととする。

Ⅵ. 方策導入開始後の附則 2 対応会員の経過措置

9. V-6-1 およびV-6-2 の努力にもかかわらず、方策導入開始年度の前年度 2027 年 1 月 1 日時点において協会か士会のどちらかにしか所属していない既存会員が残ってしまった場合は、定款附則 2 に基づき、すでに所属している団体の正会員と同等の権利と義務を有することを保障する（この会員を、定款上の「正会員」と区別するために便宜上「附則 2 対応会員」という）。

9-1. 附則 2 対応会員に対しては、その後も毎年文書を送付して「協会員=士会員」の趣旨を丁寧に説明し、協会と士会の両会に入会するよう強く促していく努力を続けることとする。

9-2. 協会のみに所属している附則 2 対応会員が都同府県をまたいで異動しても、協会のみに所属している状態を続けることは可能であるが、士会のみに所属している附則 2 対応会員が都同府県をまたいで異動し、元の士会を異動退会し、新しい士会に異動入会しようとした場合は、新しい士会への入会と同時に協会への入会も必須になる（元の士会所属のままとどまれば、その限りではない）。

C. 会員番号・会員証

Ⅰ. 会員番号

1. 協会の会員番号を、協会および全士会で共有して用いることとする。

1-1. 士会独自の会員番号は使用しない。

1-2. 会員資格喪失後の再入会者など、同一会員に以前と異なる会員番号が付番された場合には、新システム上でもすぐにそれが反映され、士会事務局でもそれが容易に分かり、また検索の対象にできるようにする。

Ⅱ. 会員証の発行

2. 協会の会員証は従来どおりの電子会員証の発行のみとする。

2-1. 協会の電子会員証とは別個に、士会独自の会員証を発行することを妨げるものではない。

D. 入退会、異動、所在不明、休会の手続き

入退会にかかる用語を次のとおり定義する。

入会……非会員が「協会・士会」へ新規に入会すること

再入会……1）過去に任意退会した者が再び入会すること
2）過去に会員資格喪失となった者が所定の手続き後に新規会員として入会すること
退会……会員が「協会・士会」から退会すること
異動入会……協会員が他士会から自士会へ転入してくること
異動退会……協会員が自士会から他士会へ転出すること
士会内異動…協会員が同一士会内で異動すること

Ⅰ. 入会の手続き

1. 入会手続きは、協会への入会と士会への入会が一連の流れの中で行われ、両会の承認をもって初めて完結することとする。入会する士会については、B-Ⅲ-4 をもとに入会者が選択する。入会申請があると、当該士会には新システム上で入会情報が提供され、その情報に対して士会が入会承認を行うことする。

2. 入会手続きは、協会の新システムによって行い※1、入会情報はシステムを介して即時的に士会事務局とも共有される。したがって、士会における入会手続きは不要となる（士会への入会申込書の提出、士会での入会申込書の管理は不要となり、入会金や士会費も協会が一括徴収することになるので口座振替情報等も不要となる）。

※1　一部紙媒体による入会申請が残る可能性もあるが、その場合も一連の手続きは協会事務局で行う。

Ⅱ. 退会の手続き

3. 退会手続きは、協会の退会と士会の退会が同時に行われ、両会の承認をもって初めて完結することとする（退会希望者には、一方を退会すれば他方も退会することになる旨を明示し、理解を得ることとする）。退会申請があると、主たる所属士会には新システム上で退会情報が提供され、その情報に対して士会が退会承認を行うことする。退会情報は、任意退会のほか、死亡退会、処分による退会（除名処分、退会処分）含めてそのつど提供することとする。

3-1. ここでいう退会は規定の会費を納入した上での任意退会のことを指し、会費未納による会員資格喪失の取り扱いについては D-Ⅶに規定する。

3-2. 処分による退会（除名処分、退会処分）については、処分の決定過程で当該会員の所属士会と十分に情報連携し、当該士会の同意を得たうえで進めることとする。

4. 退会手続きは、協会の新システムによって行い※2、退会情報はシステムを介して即時的に士会事務局とも共有される。したがって、士会における退会手続きは不要となる（士会への退会届の提出、士会での退会届の管理は不要となる）。

※2　一部紙媒体による退会申請が残る可能性もあるが、その場合も一連の手続きは協会事務局で行う。

Ⅲ. 異動退会・異動入会の手続き

5. 会員が主たる所属士会の変更届を提出し、異動がある場合は、異動退会と異動入会が同時に発生し、協会は異動退会元の士会に対しては異動退会情報を、異動入会先の士会に対しては異動入会情報を新システム上で提供することとする。

6. 会員がその自宅または勤務先施設の住所を、主たる所属士会として選択していた都道府県の境を越えて変更した場合、主たる所属士会の変更届の提出をするかどうかを新システム上で確認することとする。

Ⅳ. 士会内異動の手続き

7. 会員が選択した主たる所属士会の都道府県内で異動し、自宅または勤務先施設の所在を変更した場合（あるいは会員が提出した変更届をもとに事務局で変更手続きを行った場合）、協会は当該士会に対して士会内異動情報を新システム上で提供する。

Ⅴ. 所在不明会員の取り扱い

8. 会員への送付物の宛先は、会員が協会の会員システムに登録している発送区分に統一する[※3]。

※３　これは会員が所在不明となった場合の対応を合理的・効率的に進めるための方策である。したがって、協会と士会とで発送区分を変えること（例えば、一方は職場、他方は自宅など）はできないこととする。ただし、ラベル出力機能で発送区分に従わず勤務施設宛てに複数名をまとめた住所データを作成するなどの対応が可能なシステムの構築を検討する。

9. 協会・士会から発送した送付物等が宛先不明で戻ってきた場合は、次の対応を行うこととする。

9-1. 所在不明会員の情報は当該士会に集約し、当該士会が追跡調査を実施する。判明した新しい宛先は協会が登録を変更する。

①協会は、協会の送付物等が宛先不明で戻ってきたら直ちに当該会員を「不明会員」として登録し、送付物等の発送を停止するとともに、当該会員の所属士会にその情報を伝え、士会は直ちに追跡調査を実施する。

②士会は、士会の送付物等が宛先不明で戻ってきたら直ちに追跡調査を実施する。

③士会は、継続的に追跡調査を実施し、その結果を協会に伝える。

④新しい宛先が判明した場合、協会は士会の情報提供に基づいて宛先の登録を変更する。

9-2. 所在不明となり、追跡調査を実施したにもかかわらず新しい宛先が判明せず、次年度の会費の納入が当年度末までに確認できない会員は、当年度末で協会・士会ともに会員資格を喪失することとする。

Ⅵ. 休会の手続き

10. 休会手続きは、協会の休会と、所属士会にも休会制度がある場合はその士会の休会が一連の流れの中で行われ、両会の承認をもって初めて完結することとする。休会申請があると、当該士会には新システム上で休会情報が提供され、その情報に対して士会が休会承認を行うことする。

11. 休会手続きは、協会の新システムによって行い[※4]、休会情報はシステムを介して即時的に士会事務局とも共有される。したがって、士会における休会手続きは不要となる（士会への休会申請書の提出、士会での休会申請書の管理は不要となる）。

※４　一部紙媒体による入会申請が残る可能性もあるが、その場合も一連の手続きは協会事務局で行う。

12. 休会時の会費および会員資格の取り扱いについては、協会の運用に準ずる。

13. 休会時に停止する権利等については、協会・士会それぞれの裁量とするが、生涯教育制度など協会・士会合同で運用している制度については、協会の規定を適用する[※5]。

※５　現行制度においては、生涯教育制度のポイント対象となる「研修会の参加」のみが、合同で停止すべき対象となる。（ただし、協会の研修会に参加できないことはよいとしても、より身近な士会の研修会にも参加できないことになり、会員の身近な場での学習機会を奪うことにもなる。これについては士会とともに検討する。）

Ⅶ. 会費未納による会員資格喪失の手続き

14. 前年度末までに当年度の会費未納の場合には、協会および所属士会において会員資格を喪失することとする。

14-1. 会員資格喪失の処理は協会で一括して行い、協会が各士会に会員資格喪失者の情報を新システム上で提供することとする。

14-2. ２～３年の会費未納があっても会員資格を許容している士会については、この方策導入開始前までに、「前年度末までに当年度の会費未納の場合には会員資格を喪失する」旨の会計処理の運用の変更、必要な場合は定款変更を行うこととする。

15. 会費未納による会員資格喪失者に対しては、当年度５月末までに会費を納付すれば会員資格を維持することのできる特例再入会制度を適用する。

E. 会費

Ⅰ. 士会年会費の金額

1. 各士会の年会費は、本方策の開始年度である 2027 年度時点の（正会員、正会員扱いの名誉会員、永年会員）金額をそれぞれ設定する。年会費の金額が改定される場合は、士会は可及的速やかに協会に通知し、協会はそれに合わせて新システムへの登録を変更もしくは改修する。

Ⅱ. 士会入会金の徴収と金額

2. 各士会の入会金は、本方策の開始年度である 2027 年度時点の金額をそれぞれ維持する。入会金の金額が改定される場合は、士会は可及的速やかに協会に通知し、協会はそれに合わせて新システムへの登録を変更もしくは改修する。

3. 異動入会にあたっては、徴収手続きがきわめて煩雑になるため、入会金の徴収は行わないこととする。

Ⅲ. 会費の徴収方法

4. 協会と士会の年会費（新入会員にあっては入会金を含む）は、協会が一括して徴収することとする。

4-1. 徴収方法は、従来どおりの郵便振替、コンビニ収納の併用を継続する。

4-2. 新たな徴収方法としてクレジットカード納付を導入する。導入方針は以下の通り：

①システム上でクレジットカード会社を選択し、自動引き落とし登録ができることとする。

②クレジットカード会社の選択肢はできるだけ広くするが、決済日の関係上、一定の限定は行う。

③クレジットカード会社は、会員がリボ払いを選択できるものを採用することとする。

4-3. 会費徴収にかかる手数料等は協会が負担することとする。

Ⅳ. 会費の請求・納入時期、督促の要領

5. 会費（協会年会費と当該士会年会費の合計額）は毎年、前年度の１月上旬の会員データを基に会員の所属士会を確定し、請求を立てる。その後、１月末までに請求を行い、２月から集金を開始する。納入期限は前年度３月末とし、未納の場合は会員資格喪失となる。

6. 前年度末までに当年度会費未納のために資格喪失となった者に対する特例再入会への呼びかけは、協会・士会が協力して行う※1。特例再入会の猶予期間は当年度の５月末とし、未納の場合は会員資格喪失が確定する。

※１　特例再入会への呼びかけは、協会がこれまで通り（振込用紙の再送などを）行うが、それとともに、会員に身近な士会においても同時に強く促していただけると効果的である。

7. 2026 年度以前の士会費が未納の会員に対する督促・請求等は、各士会において行う。2026 年 12 月 31 日までに未収金が残っている場合は、協会が 2027 年度会費と併せて会員に請求を立てることができる。

Ⅴ. 協会から士会への士会費等の送金時期と要領

8. 協会は、前年度末（3 月 31 日）までに徴収した会費を、当年度４月末に※2、各士会に送金することとする。

※２　士会の活動が停滞しないようにするためには、この時期より遅らせることはできない。また、この時期までにできるだけまとまった士会費を送金できるようにするため、士会事務局から士会員に対し納入の呼びかけ・督促に努めることとする。

8-1. 特例再入会で当年度５月末までに徴収した会費は、６月末に各士会に送金することとする。

8-2. 当年度４月以降に入会した者の会費（入会金を設定している士会にあっては入会金を含む）については、６月末（既存会員・特例再入会の年会費と併せて）、10 月末、３月末に送金する。

8-3. 当年度３月中に入会した会員の会費は預り金として処理し、士会へは翌年度４月に送金する。

Ⅵ. 異動退会・異動入会にあたっての士会費等の徴収

9. 異動退会・異動入会が発生した場合でも、当該会員が当年度会費として納入するのは、年１回とする（当年度会費を、異動前の士会に年会費を納入していれば、異動後の士会で納入する必要はない）。

10. 異動退会・異動入会が発生した会員の士会年会費は、Ｅ-Ⅳ-5 に基づき所属していた士会へ送金されるものとする。

11. 異動入会にあたって、異動入会先の士会では入会金の徴収は行わないこととする。

Ⅶ. 会員資格喪失後の再入会の扱い

12. 会員資格喪失後の入会にかかる手続き方法は新入会員手続きと同様の取り扱いとするが、入会金・年会費とともに、資格喪失前に協会および入会希望の士会において未払いであった会費を徴収することとする。

「協会員＝士会員」実現に向けたスケジュール（2023 年 11 月 25 日修正案）

【基本方針】
●「協会員＝士会員」を実現するシステムは、47士会が同時に運用開始できることが前提（可能な士会から順次参画する等の方法は■難）
●このスケジュール（案）は、2024年度前半に全士会の合意が得られることを前提にした最短ライン
▶合意にもっと時間がかかることになった場合　→　その分だけスケジュールが先に延びる
▶根本的に合意が■難と判断された場合　→「協会員＝士会員」のシステム化は断念せざるを得ない
これまで通り協会・士会別々に会員管理・会費徴収を行い、可能な範■で「ほぼ協会員＝士会員」に努める

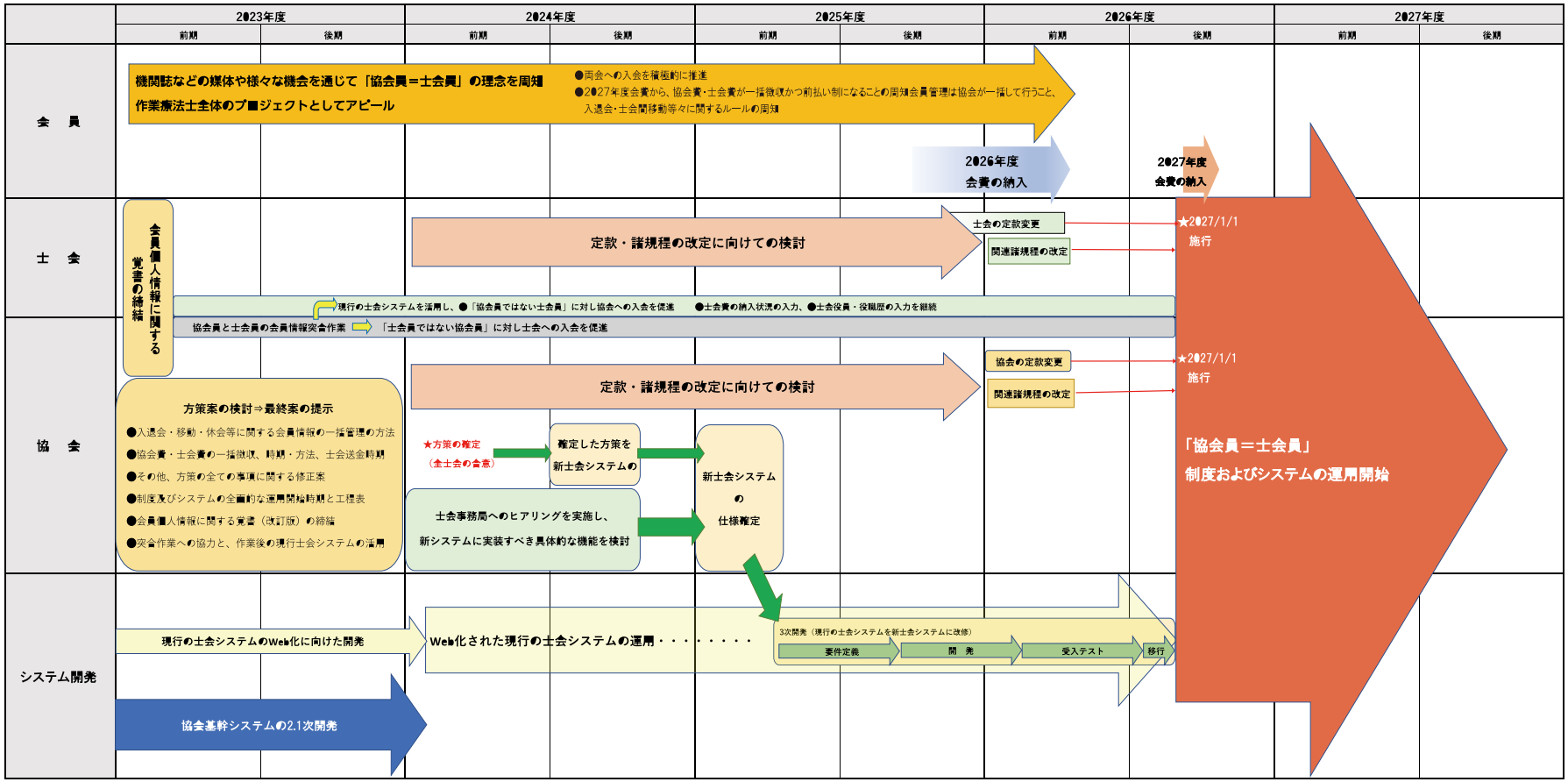

令和６年能登半島地震
被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長　山本伸一

2024年1月1日午後4時10分、能登半島を震源とする令和6年能登半島地震が発生し、石川県をはじめとする各県に甚大な被害を与えるとともに、さらに北海道から九州にかけての日本海側の広範囲にわたって津波の被害をもたらしました。この間、人命の救出、必要最低限のライフラインの確保、インフラの復旧が進められてまいりましたが、寒さが厳しさを増すなかで、家族・知人の安否がわからず、家屋・家財をなくし、避難所生活を強いられている、またすでに離れた地域に避難した多くの被災地の皆様の心中はいかばかりかと心が痛みます。命を落とされた方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災地の皆様、関係者の皆様に、あらためて心よりお見舞いを申し上げます。

一般社団法人日本作業療法士協会は、本会の「大規模災害時支援活動基本指針」に則り、1月1日に災害対策本部を立ち上げました。本部の下に連絡調整室を設置して、被災した地域の作業療法士会と連絡を取り合い、情報収集を重ねるとともに、災害対策室を設置して、情報支援、人的支援、物的支援、経済的支援、その他の必要な支援を含む災害対策の企画立案を行い、これらの重要事項について本部会議で決定し実行してまいります。

具体的には、被災された県士会に初期対応支援金を拠出し、被害の大きかった能登半島がある石川県士会とオンラインにより現状と支援ニーズの聞き取りを行ってきました。今後も、支援活動が中長期的、継続的に必要になることを想定し、被災地の皆様のニーズを作業療法の視点から的確に捉え、被災地における士会・会員の支援活動を援助してまいる所存です。また、リハビリテーション関連13団体として、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）と緊密に連携しながら、現地の、特に避難所を中心とした支援活動に直接・間接の協力をしてまいります。協会の方針や具体的な活動計画などが決まりましたら、そのつど本会ホームページに「OT協会災害対策本部の動き」として掲載してまいりますのでご注視ください。

◆会費免除申請の受付

本会は、「大規模災害時支援活動基本指針」ならびに「大規模災害を被った都道府県における作業療法士会の支援に関する規程」に基づき、令和6年能登半島地震により被災した会員の会費免除申請を受け付けています。詳細は協会ホームページでご確認ください（右のQRコードからアクセス）。

◆支援金の受付

本会では、令和6年能登半島地震で被災された方々を支援するため、下記のとおり支援金を受け付けています。お寄せいただいた支援金は、被災地の作業療法士会や本会が関連して行う災害支援活動の資金、物品援助の購入費用等の財源として使用させていただきます(※)。

受付期間：2024年1月10日（水）～2024年3月29日（金）　<第一次受付>
振 込 先：（金融機関）みずほ銀行　浅草支店
（口座番号）普通　1722858
（名　　称）一般社団法人日本作業療法士協会

※本「支援金」は、会員を含む被災者個人に対して直接的な経済的援助を行う「義援金」ではありません。
義援金の寄付をご希望の場合は、日本赤十字社等にお願いいたします。

児童福祉領域の作業療法意見交換会開催報告

制度対策部

制度対策部保健福祉課障害児支援班では2017年より、児童福祉領域にかかわりのある、または関心をもつ作業療法士が集い、「児童福祉領域における作業療法意見交換会」を開催しています。この意見交換会では、①児童福祉領域にかかわる会員相互に意見を交わす機会となること、②会員が児童福祉領域に関連する制度について知る機会を提供すること、③児童福祉領域における作業療法士に共通する役割や課題を抽出することを目的としています。

2023年11月19日に第5回となる意見交換会を東京の協会会議室にて開催しました。今回はコロナ禍を経て4年ぶりに対面形式を復活させ、オンライン形式も取り入れたハイブリッド開催としました。対面開催は、2020年2月に名古屋にて予定していたところCOVID-19の拡大により急遽中止となって以来です。全国各地から、児童福祉法関連サービス以外にも医療機関や学校養成施設、行政等、多岐にわたる所属の作業療法士から申込みがあり、当日会場には委員等含め22名が集まり、オンライン含めると160名超の参加がありました。

プログラムは2部構成とし、第2部でこども家庭庁による行政説明と酒井康年常務理事の講演、第2部で対面参加者によるグループディスカッションを行いました。

こども家庭庁による行政説明

こども家庭庁支援局障害児支援課鈴木久也課長補佐より、こども・子育てをめぐる現状、こども家庭庁およびこども基本法、最近の動向として報酬改定を含む障害児施策の動向とこども政策全般の動向についてお話いただきました。

新たに創設されたこども家庭庁については、成り立ちや役割、基本姿勢等を大臣の想いや発言も通して伺うことができ、「こどもまんなか」というスローガンを体現すべく施策を進めている様子が非常に印象的でした。

報酬改定の内容に関しては、背景と経緯を含めて論点を整理して示していただき、会場の参加者も頷きながら聴講していました。人口減少を迎える日本で、子どもの支援にかかわる人材も少なくなっていきます。そして発達支援に求められるのは、「ひとりのこども」としての育ちと生活を総合的に理解し支援していく、ジェネラリストとしての視点と支援力です。そのようななかで「作業療法士の皆さんは、どのように専門性を活かしていきますか？」と最後にメッセージが投げかけられました。今後の我々がどう進むべきかを考える機会となり、何よりやる気を引き出された内容でした。

講演「こどもへの作業療法士の関与の概要と今後の方向性について」

酒井常務理事は、通所支援の現状と作業療法士の関与状況を概観し、国の検討会、特に2022年8月から2023年3月に開催された「通所支援に関する検討会」で示された方向性を踏まえて、作業療法士に何が期待され、どのように応えることができるか、通所支援で働く作業療法士に求められる専門性について解説しました。

そのなかで「子どもの権利を社会全体で守る」ために作業療法士ができることとして、作業分析や活動分析の技術を活用しアセスメント・分析・解釈をすること、それらをもってチームに対して仮説の提供をすることを挙げました。多様な育ち、多様な個性をもった子どもたちに対応するために、多職種連携の必要性を改めて感じました。「多職種でかかわる対象となる子どもや起きている事象に対して仮説を多く立てることが多様性に対応する手立てである」とのお話は、多職種連携という言葉が実態を伴わないこともあるなかで、多様な子どもたちの課題を解決していくうえで、多職種連携における作業療法士の役割を改めて考える機会となりました。

グループディスカッション

会場に集まった参加者のみでグループディスカッションを

写真 1　熱のこもったグループディスカッション

写真 2　参加者から多くの質問が寄せられた質疑応答

行いました。「現状抱えている悩み」をディスカッションのテーマとして、委員もグループに加わり、自由に話し合ったところ、各グループとも熱を帯びた会話が飛び交いました（**写真 1**）。

児童福祉分野にかかわる作業療法士がそれぞれの立場で悩みを抱えており、それを今後どのように展開していくかを話し合いましたが、解決策までたどり着くにはあまりにも短い時間でした。それだけ各参加者が多くの率直な意見を述べてグループで共有できた、大変実りのあるグループディスカッションだったと言えます。

また、意見交換会の目的のひとつとしてネットワークづくりを掲げたとおり、グループ内ではもちろんのこと、会が終わった後にも意見交換や名刺交換等がされていました。

開催後アンケートと今回のまとめ

開催後のアンケート結果について簡単に報告します。今回は対面とオンラインのハイブリッド開催でしたが、開催方法については「対面が良い」「開催地の条件面が合えば対面で参加したい」という意見が7割を超えました。また、意見交換会参加の目的としては主だったものとして、「報酬改定に向けての情報収集」「児童福祉分野で働いている方との意見交流」「職場で相談する相手がおらずネットワークづくり」「今後児童福祉分野で働くための参考」が挙げられました。各講義とその後の質疑応答は多くの方にとって自身の業務への参考となっており、グループディスカッションの満足度もとても高い状況でした（**写真 2**）。多くの方から今回の意見交換会に対する感想に加え、児童福祉分野で作業療法士が活躍するためのアイディアを自由記載で多数寄せていただきました。過去にないほど熱のこもった意見を多数いただきましたので、今後の意見交換会等の取り組みに活かしていきたいと考えています。

意見交換会を始めて 7 年目となりますが、回を重ねるごとに児童福祉分野で活動する作業療法士が増えていることに驚かされます。今回は報酬改定の前年度ということもあり、例年にも増して多くの方の参加がありました。今後も、作業療法士がこの分野で活躍の場を広げていき、地域から必要とされるためにも、当該領域で理解しておくべき制度や求められる役割について会員と共有し、意見交換会を通して情報を発信していきたいと考えています。

JDDnet 第 19 回年次大会 開催報告

制度対策部

一般社団法人日本発達障害ネットワーク（JDDnet）第19 回年次大会が、2023 年 12 月 3 日に Web 開催されました。JDDnet は、発達障害にかかわる全国および地方の障害者団体や親の会、学会・研究会、職能団体等からなる組織です。本会も JDDnet の正会員団体として加盟しています。JDDnet 年次大会は、障害について広く国民へ啓発、理解を促し、さらに発達障害児者とその家族や関係者、支援の専門家等に対して基礎および専門情報と最新の動向・知見を提供することを目的に開催されるイベントで、19 回目となる今回は「社会モデルを生きる～障害の社会モデルと自己理解からのセルフアドボカシーの重要性について考える～」をテーマとし、磯野敦大会長（JDDnet 理事・一般社団法人日本言語聴覚士協会理事）のもとで開催されました。

基調講演では
当事者を主体とした支援のあり方を焦点に

基調講演では、「自己理解からのセルフアドボカシーを考える～解釈的不正義・当事者研究・ニューロダイバシティー運動～」と題して、綾屋沙月氏（東京大学先端科学研究センター特任准教授）が登壇しました。綾屋氏は発達障害の当事者として、当事者研究を進めている研究者です。綾屋氏は、セルフアドボカシーについて、本人のニーズや目標をサポートするような行動を取るためのスキルやリソースを内面化するプロセスであるという定義を紹介し、加えて、ニーズの言語化には（ある程度の）自己や世界の理解が必要と語られました。

また、「社会的コミュニケーション障害を私たちに押しつけないで！」と強調。「障害」には、医学的な治療対象となる個人的な異常であるとするモデル（障害の個人モデル）と社会政策によって生み出されており、社会を変えるべきだとするモデル（障害の社会モデル）があり、具体的には「社会的コミュニケーション障害の人」と「普通の人」がいるのではなく、社会的多数派と少数派のあいだに生じる現象として「社会的コミュニケーション障害」があることの認識が必要であると述べました。

この背景をもとにソーシャル・マジョリティーの研究に取り組まれた内容について報告がありました。そのなかで、大切なのは、少数派の人々は「多数派の社会」と「自分と似た身体的特性をもった少数派の仲間との社会」という2 つの社会を持つ必要があるとしています。そのためには、当事者においては、「1. 周囲とのズレに気づく段階」「2. 自身の特徴を把握し言語化する段階」「3. ニーズを明確化し社会変革へと向かう段階」という3つの段階があると話されました。それぞれの段階で支援者にできることとしては、1段階目では、気づきの承認を応援すること、2段階目では、当事者研究を応援することで、やってみたいと思った本人が自ら始められるようなきっかけづくり、仲間と分かち合いながら当事者研究を進める場づくり、情報公開の機会提供、長期的な伴走、3段階目では、環境とつながる情報保障という考え方でニーズに基づく社会改革を応援することであると話されました。

当事者支援にかかわる者としては貴重な講演内容であり、当事者のニーズは自分自身の内面を見つめるだけでは見えてはこず、社会とかかわるなかで試行錯誤しながら立ち現れるものであること、そして、そのプロセスにも言語化にも時間がかかること、コミュニケーションの重要性を再認識する機会となりました。

シンポジウムでは
セルフアドボカシー支援の事例を紹介

シンポジウムでは、大会テーマに沿い、聴覚障害・発達障害・吃音の支援に携わるシンポジストからライフステージごとのセルフアドボカシーに対する取り組みについての実践報告がありました。

聞こえに困難のある子どもたちに対する、セルフアドボカシーに必要な能力である「知識」「態度」「技術」を小学校、中学校、高校でどのように身に着けていくかの具体的な取り組み、発達障害の中学生が作成する「自分の本づくり」や受験に際しての合理的配慮、吃音については受容と改善の葛藤が本人、保護者、臨床家にもあることを背景としたうえでのセルフアドボカシー支援の具体例等がそれぞれ報告され、基調講演に続き、支援者として本人のセルフアドボカシーをどのように支えていくべきかを振り返ることができました。

次回、2024 年度の記念大会は第 20 回の節目となる大会です。例年どおり 12 月に開催予定であり、協会ホームページでも案内をします。多数の作業療法士の参加を期待しております。

事務局からのお知らせ

◎ 2023 年度会費が未納の方へ

「2023 年度会費納入について（最後のご案内）」ご納入のお願いと振込用紙をお送りしました

2023 年度会費をお振り込みいただけていない方に向け、最後のご案内として会費ご納入のお願い、および 2023 年度会費振込用紙をお送りしました。当年度末（2024 年 3 月 31 日）までに会費が未納の会員は会員資格を喪失します。ご案内がお手元に届いた方はお早目に 2023 年度会費をお振り込みください。会費納入について不明な点がございましたら、協会事務局（kaihi@jaot.or.jp）までお問い合わせください。

◎ご自身の登録情報が最新かどうかをご確認ください！

協会に登録している勤務施設は現在の職場でしょうか。協会より会員所属施設宛に配達物等をお送りすると、既に退職済みとのことで返送されてくることがあります。また、発送先を自宅宛とご指定いただいている場合、勤務施設に関する情報が更新されず、以前の勤務施設のままになっていることがあります。協会はご登録いただいている施設にその会員が所属しているものと判断しますので、ご自身の登録している勤務施設情報が最新であるかどうかを確認し、もし古い情報のままでしたら修正・更新をお願いいたします。

【登録情報の確認方法】

協会ホームページより、会員ポータルサイトにログインし、「各種手続き」＞「登録情報変更」で登録情報の確認・修正が可能です。

※パスワードをお持ちでない方、忘失された方はパスワードを再発行することができます（協会ホームページ>会員ポータルサイト>パスワードを忘れた方はこちら）。

◎退会に関するご案内

2023 年度をもって協会を任意退会される場合、2023 年度会費のご納入と協会所定の退会届のご提出が必要となります。用紙は協会事務局（kaihi@jaot.or.jp）までご請求ください。退会届のご提出締切は 2024 年 3 月 31 日となりますので、退会を検討されている方はお早目にご連絡ください。

なお、退会届をご提出いただくほか、当年度末（2024 年 3 月 31 日）までに 2023 年度会費もご納入いただく必要があります。ご納入いただけない場合は、正規の退会手続き（任意退会）とはならず、定款第 7 条に規定された会費納入義務の不履行による「会員資格喪失」となり、再入会時など後々不利益を生じる可能性がありますのでご注意ください。

◎休会に関するご案内

1 月 31 日をもって 2024 年度（2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日）休会の受付は終了しました。

◎永年会員申請に関するご案内

1 月 31 日をもって 2024 年度から永年会員となるための申請を終了しました。

第5回

ご存じですか？ 団体保険

※本記事は、第 142 号（2024 年 1 月 15 日発行）に掲載したものを訂正し、再掲しています。

「生きる」を創るがん保険 WINGS・医療保険 EVER シンプル

本会では 1999 年よりアフラックとのがん保険・医療保険の集団取り扱い契約を締結しており、会員は割安な保険料での契約が可能になっています。これまでアフラックから本会会員へ給付されたがん保険・医療保険の給付金・保険金お支払い総額は 1.2 億円以上に上っています（アフラック取り扱い時からの累計、アフラック給付実績調査、2023 年 10 月調べ）。特に女性では「妊娠分娩および産褥」が医療保険支払部位の 31.8%を占めており、続いて感染症・寄生虫症が 19.0%と多くなっています（**図 1**）。

今回は、がん保険･医療保険のメリットについて解説します。

代表的な病気・ケガのリスク

人のライフステージにはさまざまなリスクが潜んでいます。リスクに対する必要な保障は人それぞれですが、大きく分けて「死亡のリスク」「病気･ケガのリスク」「介護のリスク」「老後のリスク」の 4 つのリスクそれぞれに備えることが大切です。なかでも病気（重大疾病を含む）やケガによる入院や手術、それに伴う治療等の費用の負担は人生のどのステージでも起こりうるリスクであり、これらに備えることは重要です。

代表的な「病気のリスク」について、紹介していきます。

（1）女性特有の疾病リスク

成熟期、更年期、老年期とライフステージが変わるごとに女性特有のリスクも変化するため、その時々のライフステージにあわせた保障が必要です（**図 2**）。

（2）生活習慣病と三大疾病

生活習慣病とは、食事や運動、喫煙等の生活習慣に関係して発症する病気のことを指します。代表的なものが、「三大疾病」と言われる、がん（悪性新生物、上皮内新生物）、心疾患（急性心筋梗塞、狭心症、心不全等）、脳血管疾患（脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血等）です。厚生労働省の「令和 4 年（2022 年）人口動態統計」によると、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の 3 つで死因の約 46%を占めています。

生活習慣病が改善せず、病状が悪化した場合、さまざまなリスクがあり、入院が長期化する可能性が高まります（**図 3**）。

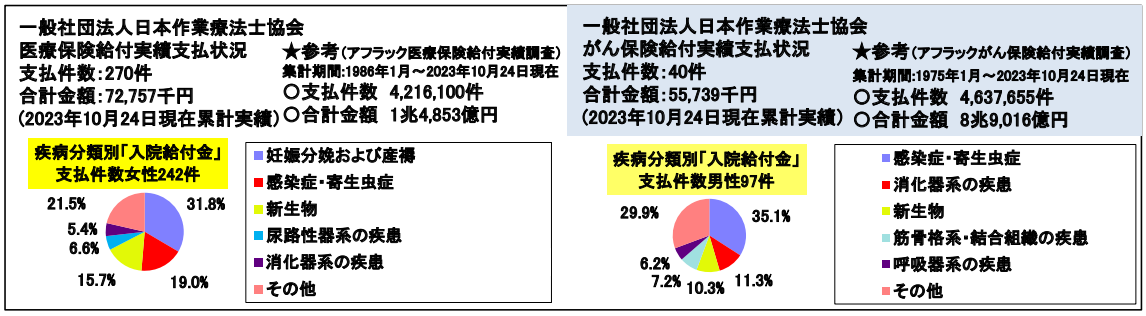

図 1　本会会員への保険給付実績

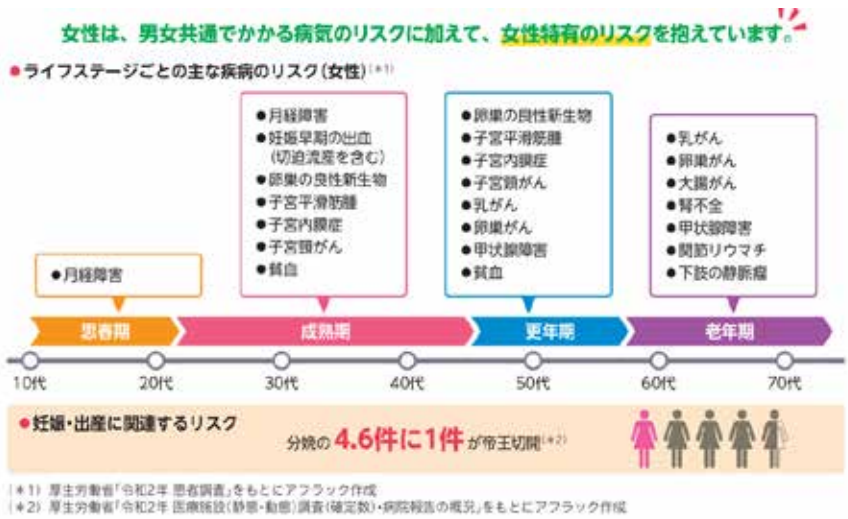

図 2　女性の疾病リスク

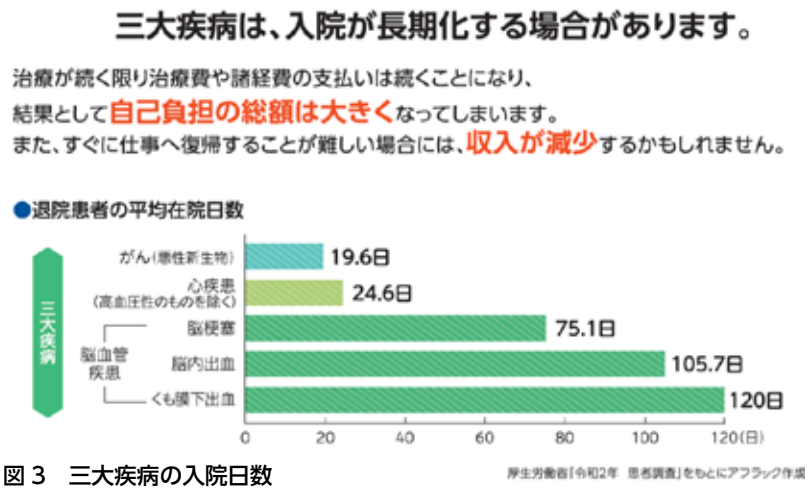

図 3　三大疾病の入院日数

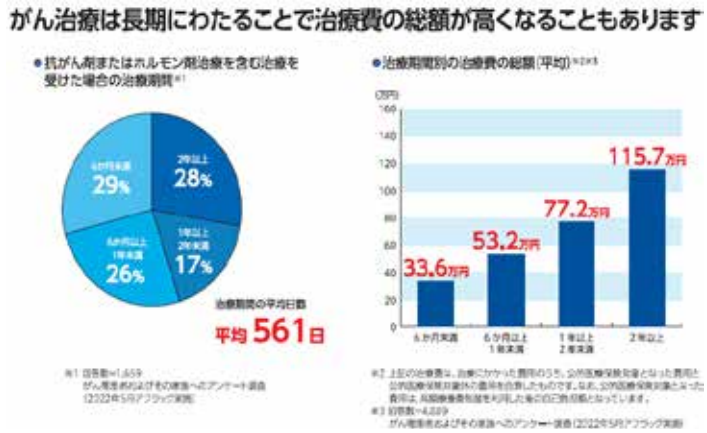

図 4　がん治療の期間と治療費

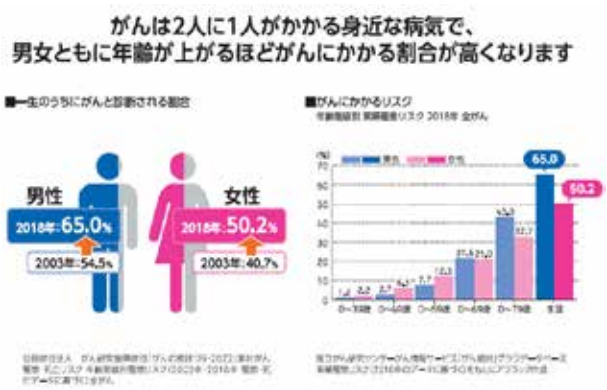

図 5　がんにかかる割合

図 6　入院費における自己負担額

(3) 考えたい、「がん」になった時のこと

がんは 1981 年以来、42 年連続で死因のトップであり、2022 年は 1 年間で 385,797 人ががんで亡くなっています[*1]。交通事故死亡者数[*2]の 147 倍。約 1 分 21 秒に 1 人ががんで死亡している計算になります。男女ともに年齢が上がるほど、がんにかかる割合が高まり、勤労世代（20 ～ 64 歳）のがん患者も増加傾向にあります[*3]。このため、がんは男女ともにおよそ 2 人に 1 人がかかる身近な病気と言えます（**図 4**）。

医療の進歩とともに、早期発見や治療の多様化により、5 年生存率も上昇しており[*4]、がんは治る時代と言われています。三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療）や緩和療養等、治療法が多様化するなかで、近年では通院（外来）治療が増加傾向にあり、入院の割合を上回っています[*5]。また、治療が長期にわたると、治療費の総額は高くなり、経済的負担は大きくなります（**図 5**）。

アフラックの「『生きる』を創るがん保険 WINGS」は、三大治療や通院（外来）治療への幅広い保障で経済的負担をサポートします。がんは年齢が上がるほどがんにかかる割合が高くなります。「がん保険 WINGS」は一部の特約を除き終身保障の保険で、一般的に若いうちに契約した方が月々の保険料負担が少なくなります。また、健康に不安がある方も「経験者保険料率に関する特則」「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約をお引受けできる場合があり、がんを経験された方により優しいがん保険を提供しています。

がん保険・医療保険のメリット

長い人生に潜む、主な病気のリスクについて解説しました。こうした病気・ケガのリスクへの備えとして、がん保険・医療保険があります。病気やケガでの入院は、独身の方や結婚されている方にかかわらず、誰でも直面する可能性のあるリスクです。最近は入院日数は短期化の傾向にありますが、短期入院でもまとまった費用が必要になることもあります。手術・放射線治療を外来（日帰り）で受けることもあるため、その前後の通院に備える必要もあります。

公的な保障として高額療養費制度（1 ヵ月当たりの医療費の自己負担額には上限が決められている）があるので、まずはこのような公的保障を理解したうえで、入院や治療の長期化といったリスクに備えるがん保険・医療保険を検討しましょう（**図 6**）。

「医療保険 EVER シンプル」は、高額療養費制度の自己負担額を踏まえた保障や、入院・通院時の諸経費の保障を備えることができます。また、すでに医療保険に加入している方も、現在のご契約の保障内容を活かしつつ、保障を最新化することができます（EVER シンプル プラスプランの場合）。

必要な保障は人それぞれ異なりますので、リスク対策がきちんとできているのか不安という方は一度専門家に相談してみましょう。

【注】

*1　厚生労働省「令和 3 年人口動態統計」
*2　警察庁交通局「交通事故死亡者数について」令和 4 年
*3　国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録）1975 年～ 2019 年診断年
*4　全国がん罹患モニタリング集計　2009-2011 年生存率報告（国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター、2020）、独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成 22 年度報告書
*5　厚生労働省 平成 17.20.23.26.29. 令和 2 年 患者調査

●商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください。

一般社団法人日本作業療法士協会様専用「がん医療情報サイト」

●がんや医療介護情報を知りたい方はこちらから！
https://www.workers-portal.jp/benefit/200355/news/

●保険商品の保障内容確認、見積もり、資料請求やご相談はこちらから！
https://www.workers-portal.jp/benefit/200355/simulation/index

☞動画でよくわかる！「医療保険の必要性」

☞動画でよくわかる！「がん保険の必要性」

＜募集代理店＞
株式会社トータル保険サービス
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23階
TEL：0120-307-024（平日9-16時 土日祝除く）

＜引受保険会社＞
アフラック 東京第一法人営業部
東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ19階
TEL：03-6367-3675

（AF003-2023-0645 11 月 27 日（251127））

第6回

ご存じですか？ 団体保険

親子のちから（親介護費用補償特約付き団体総合保険）

今回は、会員のご両親が要介護状態になった時、もしくは会員自身が要介護状態になった時に備える団体保険制度「親子のちから」を紹介します。

ご両親が要介護状態になってしまった時、今の仕事を今の勤務時間のまま続けることが難しくなるかもしれません。「親子のちから」は、ご両親が一定の要介護状態になった場合に、さまざまな介護サービスを活用するためにかかる費用を実額で補償する制度です。実額を補償する保険制度は少なく、かつ個人販売はされていません。本会を契約者とする団体契約として、会員に提供しています。

家計にのしかかる介護負担とは

昨今では要支援、要介護認定者が年々増加しており、介護を理由に勤め先を辞めた人は年間約 10 万人に達しています。親の介護をしながら仕事をしている人も約 340 万人もいるとされており、10 代から介護に直面している「ヤングケアラー」も増えてきています。2025 年には認知症患者は約 750 万人、人口の 5 人に 1 人が認知症になると予想されており、仕事をしながら介護をする方はさらに増加していくことになると考えられます。

このように、これからは仕事と介護をどのように両立していくかが大きな課題となります。そのため、訪問介護やショートステイ等、さまざまな介護サービスの活用が不可欠ですが、その分、家計にのしかかる介護費用の負担は大きくなっていきます。

負担のイメージを具体的に見てみましょう。仕事と介護を両立できる理想的なプランとして、**図1**のケアプランを作成した場合、かかる費用はどれくらいでしょうか。

公的介護保険からの給付を差し引いたとしても、月々 14 万円強もかかってしまうことになります（**図 2**）。在宅介護でなくても、有料老人ホームに入居するのも月々の出費は大きくなります。仕事をしながら介護をするということは、大きな家計の負担を伴うということがわかると思います。これが、介護のために仕事を辞める「介護離職」が増えている要因の一つになっているのです。

「親子のちから」はこの自己負担部分を補償し、介護をしながら仕事を続ける大きな支えとなる制度なのです。

「親子のちから」で補償される費用

「親子のちから」で具体的に補償される費用は、下記の 6 点です。幅広い範囲で介護にかかわるさまざまな費用を補償します（**図 3**）。

①訪問介護やショートステイ、福祉用具のレンタル代等の介護サービス利用費用
②掃除洗濯やベッドの世話等、家事代行利用費用
③ GPS 機器やドア開閉センサーの設置費用等、安否確認サービス利用費用
④弁当手配等、配食サービス利用費用
⑤自宅のバリアフリー化等、住宅改修費用
⑥有料老人ホーム入居費用

図１　介護者が仕事と介護を両立できる理想のケアプランの設定例

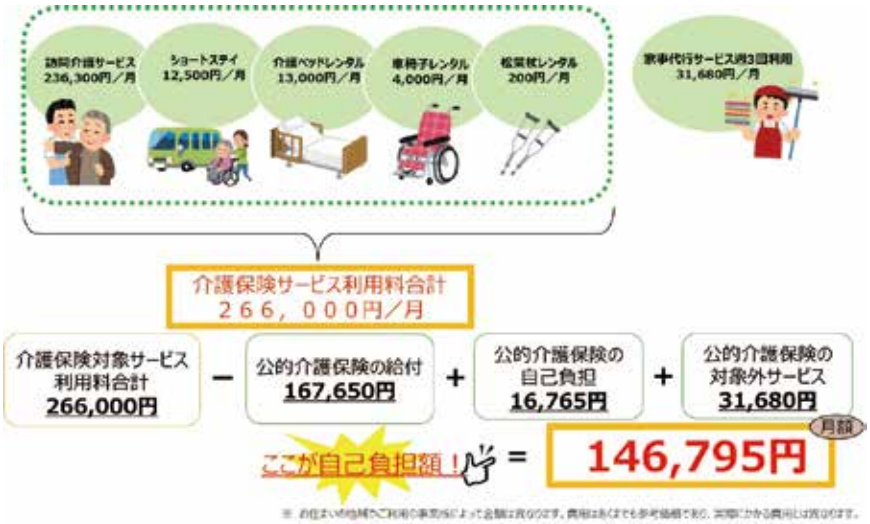

図２　図１のケアプランでかかる自己負担額

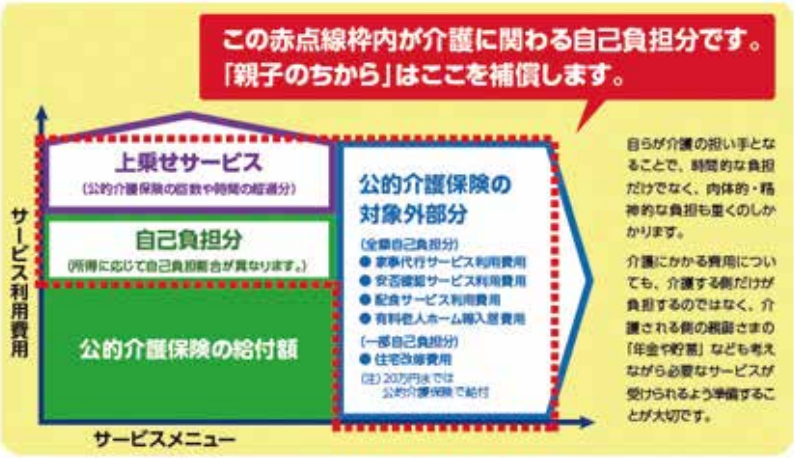

図３　「親子のちから」で補償される費用

「親子のちから」3つの特徴

1. 要介護1から補償可能

本制度の対象者（会員のご両親もしくは会員）が「要介護1かつ認知症自立支援度Ⅱａ以上、または要介護2~5（要介護状態）」と診断された場合に、保険金の支払い対象になります。一般的な介護保険では要介護1から補償されるものは非常に少ないので、「親子のちから」はより広い範囲で対応できるように設定されています。

2. 会員自身を補償対象者にできる

子どもが成人している会員であれば、会員自身を補償の対象者とすることで、自身が要介護状態になった場合に子どもに保険金が支払われる形にすることも可能です。会員の両親だけでなく、子どもへの負担を軽減するための準備としても活用できるようになっています。

3. 補償期間は最大 10 年間

長期間にわたる大きな補償をご提供しています。一般的に介護期間は平均約 10 年間と言われていることから、「親子のちから」では、要介護認定を受けてから最大で10年間、1,00 0万円まで補償することが可能です。補償の限度額は 300 万円から複数プランを用意しており、月々の掛金を確認のうえ選択できます。

「親子のちから」
パンフレット PDF はこちら

「親子のちから」
説明動画はこちら

●「親子のちから」に関するお問合せ先

制度全般に関するお問い合わせは、下記の取扱代理店までご連絡ください。
（取扱代理店）損保ジャパンパートナーズ株式会社　TEL：03-6279-0654

（SJ23-14157　2024 年 1 月 31 日作成）

2024 年アジア太平洋作業療法学会実行委員会

Precongress Workshop についてご紹介いたします！

第８回アジア太平洋作業療法学会（APOTC2024）

互いに支えあう地域づくり
―持続可能で根拠に基づいた作業療法―

会　期：2024 年 11 月 6 日（水）～ 9 日（土）
会　場：札幌コンベンションセンター
学会長：山本 伸一（一般社団法人日本作業療法士協会会長）
　　Ling-Hui Chang（アジア太平洋作業療法地域グループ会長）

8APOTC.2024 th Sapporo.Japan

Precongress Workshop（プレコングレスワークショップ）とは

その名の通り、大会･会議等（congress）の前（pre）に開かれるワークショップです。「ワークショップ」とは、参加者が主体的に参加できる体験型の講座を意味します。今回の Precongress Workshop は本学会の前日、2024 年 11 月 5 日（火）、学会場である札幌コンベンションセンターにて、10:00 ～ 16:00 の 6 時間にわたって開催されます。

学会会期内の Scientific Workshop が学術的な内容であるのに対して、Precongress Workshop は、より自由なテーマが設定されているのが特徴です。特に APOTC2024 では、2014 年の第 16 回世界作業療法士連盟大会以来、10 年ぶりの国際学会主催国として海外からのお客様を歓迎し、「日本ならでは」の文化や日本（の作業療法士）が得意とする（先進的な）技術等について、日本から発信することを目的としています。費用がかかる企画についても、参加者から参加費をいただくことで実施可能となります。

Precongress Workshop の企画募集結果

ワークショップの企画を募集したところ、予想を大きく上回る数の応募がありました。応募者の皆さんの熱意がひしひしと感じられ、すべての企画を是非とも実施していただきたく思いましたが、会場等の都合もあり、いくつかの選考基準（体験型か、日本文化の発信、学会テーマとの関連、具体性、外国人講師、予算計画、集客力、新規性・独創性、国際的に関心が高いテーマか）を設けました。そして、厳正なる選考の結果、11 企画が採用となりました。詳細は、近日中に APOTC ホームページおよび SNS にて公開し、参加者募集が開始されます。まずは海外からの参加申込みを開始し、その後国内からの申込みもスタートいたします。

Precongress Workshop の魅力

企画の詳細は、ホームページをご確認いただきたいと思いますが、企画のキーワードをご紹介しますと、「3D プリンタ」「災害時リハビリテーション」「シニアサポート犬」「マインドフルネス」「オタク文化」「園芸療法」「移民・難民支援」「ロボットセラピー」「マルチタスクプログラム」「脳機能測定」「ADL の客観的計測」と実にさまざま。「一体どんなワークショップになるんだろう！？」とワクワクするような企画ぞろいです。

企画の内容に合わせて、90 分、120 分、180 分のワークショップがありますので、午前・午後で1つずつ、または午後に 2 つ等、興味のあるワークショップに複数ご参加いただくことも可能です。また、参加費は個々のワークショップによって異なり、無料のものもあります。この Precongress Workshop 参加費は、APOTC2024（6

第 16 回世界作業療法士連盟大会でのワークショップの様子

日～９日）の参加費には含まれませんのでご注意ください。

ワークショップは、前述の通り体験型です。参加者同士でのディスカッションや共同作業が多く行われることでしょう。日本から参加の皆さんも、海外の方々とコミュニケーションを取るチャンスです！　言葉だけでなく、体験を通してのコミュニケーションならより多くを分かち合えることでしょう。海外の作業療法士とコミュニケーションを取ってみたい皆さん、海外の作業療法士とお友達になりたい皆さん、奮ってご応募ください。

初めに海外からの申込みを開始し、その後日本人の方からの申込みをオープンしますので、APOTC ホームページおよび SNS 上の Precongress Workshop の情報にご注目ください。

APOTC の演題登録は 1 月 5 日に締め切りました。おかげさまで、世界中から大変多くの皆様にご登録いただけました。ご登録いただいた皆様、誠にありがとうございました。採択結果が出るまで今しばらくお待ちください。

学生演題登録は引き続き募集中です。締め切りは 2 月 29 日（木）です。

●学生演題登録はこちら
（ページの中程にあります）

●学会に関するお問い合せ先
第 8 回アジア太平洋作業療法学会（APOTC2024）運営事務局
株式会社コンベンションリンケージ内
Email: apotc2024@c-linkage.co.jp

課題研究審査会

2024 年度課題研究助成制度 助成研究決定

2024 年度課題研究助成について、2023 年 7 月 31 日から 9 月 1 日までの応募期間に 16 題（研究Ⅰ：6 題、研究Ⅱ：10 題）の応募があり、10 月 29 日に開催した課題研究審査会、11 月 7 日に開催した二次審査会（研究Ⅰ）を通して、以下の 3 題（研究Ⅰ:1 題、研究Ⅱ:2 題）の研究を助成推薦研究として決定し、会長先決において承認されました。採択率は 18.8%（研究Ⅰ：16.7%、研究Ⅱ：20.0%）でした。

本制度における研究成果は、作業療法学会における発表や学術誌『作業療法』等への投稿論文として会員に公表され、わが国における作業療法の学術的基盤を強化し、実践技術の資質向上を促進することが期待されています。

2024 年度助成研究

研究種目	研究課題名	申請者（研究代表者）	所属	助成金額（円）
Ⅰ	回復期リハビリテーション病院における心臓病患者に対する生活行為向上マネジメントを用いた介入の効果検証	武田 智徳	新潟南病院	1 年目：　378,000 円 2 年目：　683,000 円 計：1,061,000 円
	研究の概要：作業療法士が心臓病患者に介入することの有効性に関して、これまで十分な効果検証されたものは少ない。本研究では、回復期リハビリテーション病院に入院中の心臓病患者に対して従来の心臓リハビリテーションに生活行為向上マネジメントによる介入を追加することで ADL が改善するかを明らかにする。			
研究種目	研究課題名	申請者（研究代表者）	所属	助成金額（円）
Ⅱ	精神障害者における就労準備プログラム後の認知機能の長期改善効果に関する研究	河埜 康二郎	医療法人友愛会 千曲荘病院	単年：220,000 円 計：220,000 円
	研究の概要：IPS を基本とする就労支援プログラム（IPS Based Program：IPSBP）の就労準備プログラムは認知機能の改善効果を認めることは明らかにされているが、改善した認知機能がどの程度持続するかについては明らかになっていない。また、認知機能の改善効果持続が就労アウトカムとどのような関連があるかもわかっていない。本研究では、精神障害者における IPSBP の就労準備プログラム実施後の認知機能の改善がどの程度持続するか、改善効果の持続と就労状況との関連について明らかにする。			
研究種目	研究課題名	申請者（研究代表者）	所属	助成金額（円）
Ⅱ	急性期脳卒中患者における USN 症状とプリズム順応効果の関係	髙橋 弘樹	長崎大学病院	単年：288,000 円 計：288,000 円
	研究の概要：急性期脳卒中患者を対象にした半側空間無視（以下、USN）の報告は少ない。また、プリズム順応効果を USN の病態分類（身体中心性無視、物体中心性無視）や重症度によって比較検討した報告は散見されない。本研究では、急性期脳卒中患者を対象に USN の病態分類と重症度がプリズム順応効果にどのように影響するか明らかにする。			

2024 年度課題研究助成制度

課題研究審査会

委　員　石井　大典（茨城県立医療大学）
委　員　磯　直樹（東京家政大学）
委　員　木下　亮平（大阪人間科学大学）
委　員　北上　守俊（鹿児島大学病院）
委　員　佐賀里　昭（信州大学）
委　員　佐野　哲也（聖隷クリストファー大学）
委　員　武田　智徳（新潟南病院）
委　員　中島　そのみ（札幌医科大学）
委　員　東　登志夫（長崎大学）

（五十音順、敬称略）

選挙管理委員会

2023 年度 代議員選挙選出代議員一覧

定款第 11 条ならびに代議員選出規定に基づき、代議員を改選した。
新たに選出された代議員は以下のとおりである。（各選挙区内は五十音順）

北海道　[定数：11]
石井 陽史　伊藤 耕栄　太田 久晶　金谷 匡紘　久保 勝幸　清水 兼悦　高畠 葉子
竹内 大人　田中 孝博　山際 郁絵　山口 竜矢

青森県　[定数：4]
小山内 隆生　佐々木 良範　原　長也　三橋 武信

岩手県　[定数：4]
大久保 訓　小笠原 康浩　高梨 信之　藤原 瀬津雄

宮城県　[定数：5]
大内 義隆　熊谷 竜太　三浦　晃　村上 友香　淀川 裕美

秋田県　[定数：3]
川野辺 穣　高橋 恵一　湊　洋太

山形県　[定数：4]
阿部 恵一郎　奥山 典子　椿野 幸子　村川 美幸

福島県　[定数：5]
五百川 和明　佐藤 正彦　髙野 真一　長谷川 敬一　若林 由起子

茨城県　[定数：5]
大場 耕一　小森 裕一　寺門　貴　細田 忠博　山倉 敏之

栃木県　[定数：4]
陣内 大輔　谷口 敬道　仲田 和恵　横山 奈美

群馬県　[定数：5]
新井 健五　柴田 全利　関根 圭介　長谷川 明洋　山口 智晴

埼玉県　[定数：8]
伊藤　伸　犬塚 功一　宇田 英幸　鈴木 香織　平田 樹伸　星野 裕亮　丸　達也
茂木 有希子

千葉県　[定数：7]
有川 真弓　小林　毅　今野 和成　須藤 崇行　野口 晴康　古橋 理恵　松尾 真輔

東京都　[定数：14]
阿瀬 寛幸　大村 隼人　紙田　緑　小出 由貴子　齊藤 洸太　櫻井 卓郎　佐藤 俊之
竹中 佐江子　中里 武史　中島 寛子　早坂 友成　松岡 耕史　山下 高介　吉澤 いづみ

神奈川県　[定数：10]
魚岸 実弦　遠藤 陵晃　玖島 弘規　佐々木 秀一　澤口　勇　神保 武則　神保 洋平
田中 ゆかり　野本 義則　吉本 雅一

新潟県　[定数：5]
石井　登　門脇　高　小山 智彦　村山 拓也　四方 秀人

富山県　[定数：3]
大平 正和　齋藤 洋平　吉波 美穂子

石川県　[定数：4]
桂　靖典　合歓垣 紗耶香　東川 哲朗　米田　貢

福井県　[定数：3]
紅野　勉　田嶋 神智　山村 ひとみ

山梨県　[定数：3]
古屋 豊美　三瀬 和彦　山本 伸一

長野県　[定数：6]
阿久澤 秀徳　荒井 留美子　清野 幸太朗　髙坂 光彰　傳田 拓男　務台　均

岐阜県　[定数：4]
君垣 義紀　須貝 里幸　林　節也　藤井 稚也

静岡県　[定数：7]
秋山 恭延　稲葉 洋介　岡庭 隆門　梶原 淑恵　川口 恭子　藤田 さより　村岡 健史

愛知県　**[定数：10]**
稲垣　毅　岩丸 陽彦　太田　崇　岡田 浩幸　木立 美由紀　佐久間 大輔　田中 敏彦
冨山 直輝　中島 ともみ　山田 将之
三重県　**[定数：4]**
大塚 美奈子　田中 一彦　濱田　匠　松本 周二
滋賀県　**[定数：3]**
常深 真一　宮本 昌寛　山本 朋子
京都府　**[定数：5]**
伊藤 和範　江川 大地　三谷 良輔　森　志勇士　渡邉　聡
大阪府　**[定数：12]**
浅田 健吾　上島　健　岸村 厚志　熊野 宏治　島﨑 寛将　関本 充史　園山 真弓
中西　一　名倉 和幸　花田 恵介　松下 卓也　松下　太
兵庫県　**[定数：11]**
浅沼 由紀　井上 慎一　大瀧　誠　大庭 潤平　亀山 一義　小南 陽平　柴田 八衣子
長尾　徹　野田 和恵　溝部 二十四　森川 孝子
奈良県　**[定数：4]**
木納 潤一　辰己 一彦　西井 正樹　前岡 伸吾
和歌山県　**[定数：3]**
明間 順子　中瀬 浩司　西田 裕希
鳥取県　**[定数：3]**
梅津 清司郎　北山 朋宏　小山 雅之
島根県　**[定数：3]**
小林　央　篠崎 亜由美　森脇 繁登
岡山県　**[定数：6]**
大月　博　妹尾 勝利　西出 康晴　藤川　信　二神 雅一　光藤 美樹
広島県　**[定数：7]**
川原　薫　合田 健太　高木　節　髙島 千敬　藤田 瑠藍　山﨑 隆二　山中 基司
山口県　**[定数：5]**
大田 茂臣　木下 大介　鈴木 健朗　高山 直美　中村 敏浩
徳島県　**[定数：3]**
上田 裕久　井上 俊子　細川 友和
香川県　**[定数：3]**
小松 博彦　前田 悠志　松本 嘉次郎
愛媛県　**[定数：5]**
三澤 一登　丹生谷 哲哉　菅　隆一　高尾 和宏　池之上 卓治
高知県　**[定数：4]**
浅川 英則　岡村 忠弘　國友　晃　矢野 勇介
福岡県　**[定数：12]**
座小田 孝安　佐藤　稔　轟木 健市　黒木 勝仁　竹中 祐二　田中　聡　玉野 和男
丹羽　敦　濵本 孝弘　松尾 雅宣　宮本 香織　籾井 剛士
佐賀県　**[定数：3]**
寺﨑　司　江渡 義晃　熊谷 隆史
長崎県　**[定数：5]**
沖　英一　黒木 一誠　小中原 隆史　福島 浩満　前園 健之
熊本県　**[定数：6]**
石橋 由紀美　上村 英輝　牛島 由紀雄　高木 勝隆　本田　直　山﨑 孝文
大分県　**[定数：4]**
佐藤 孝臣　篠原 美穂　高森 聖人　日隈 武治
宮崎県　**[定数：3]**
岩切 良太　津輪元 修一　濱田 正貴
鹿児島県　**[定数：5]**
酒井 宣政　西　綾　東　勝太　藤田 賢太郎　吉満 孝二
沖縄県　**[定数：4]**
比嘉　靖　上江洲 聖　下里　綱　吉岡 美和

各部の動き

教育部

●指定規則改定に向けた活動について

2025 年の指定規則改定に向けて、2023 年 10 月～ 11 月にアンケートを行いました。対象は実習指導者、新卒者、在校生です。また、学校養成施設にはカリキュラム、実習指導に関することについてお聞きしました。アンケートにご協力いただき誠にありがとうございました。アンケート集計結果を受けて、本会の今後の方針となるコアカリキュラムを作成するための基本方針を作成しました。2023 年度第 6 回定例理事会（2023 年 12 月 16 日開催）にて承認をいただき、この基本方針を基に、今後はコアカリキュラム作成に向けて準備を進めてまいります。

● MTDLP を活用した臨床実習実例集の作成について

MTDLP 推進協力校、推進強化校の教員、臨床実習指導者にご協力いただき、MTDLP を活用した臨床実習の実例を収集・集約した実例集の作成をしています。学校養成施設教員および臨床実習指導者に広く周知することで臨床実習における MTDLP の活用を促進することを目的としており、3 月に完成予定です。協会ホームページにも掲載予定ですので、是非ダウンロードしてご活用ください。

●第 59 回作業療法士国家試験について

第 59 回作業療法士国家試験が 2024 年 2 月 18、19 日に実施されます。例年実施している、国家試験問題について採点を除外すべき問題の指摘と意見書の作成を行いますので、学校養成施設におかれましては調査へのご協力をお願いいたします。

MTDLP 室

●第 1 回全国 MTDLP 推進会議を開催しました

本会議は 2024 年 1 月 22 日、全国の MTDLP 推進委員および MTDLP 指導者にご協力いただき、実施されました（参加者は 101 名）。議題は主に 2 点で、1つは 2023 年度の重点活動項目の「医療機関から企業や就労支援機関等への情報提供および連携」への対応です。福祉就労につなげた外来作業療法の経験とする MTDLP 実践事例（事例報告登録制度公開事例）を紹介し、事例検討会を想定した実践に対する評価するポイント等をグループワークで共有しました。2つ目は、MTDLP 指導者の臨床実践における機能・役割に関する調査結果に基づく、課題抽出と解決策の検討です。アンケートは MTDLP 指導者 233 人に送付し、回答率は 54%でした。結果は、①「臨床実践の実行度」46.1 点、②「地域・多職種協働の実行度」38.4 点、③「研究等への実行度」22.6 点、④「県士会への活動協力度」57.6 点、⑤「臨床実習の実行度」45.6 点、⑥「地域支援事業へのかかわりがある」61.4 点（内地域ケア会議 78.5%）、⑦「生活行為確認表の認知度」55.5 点でした。

参加者からは MTDLP 指導者間で意見交換する機会が必要との要望が出され、実践者を育成する MTDLP 研修制度の推進の継続的な課題を共有しました。今年度、MTDLP 検討委員会、MTDLP 事例審査会で検討をした MTDLP 研修制度の課題を踏まえ、来年度に向けた事業計画を進めていきます。

訃報連絡

長年にわたり本会会員として尽力されてきたご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

会員番号 453	山崎 一朗（福岡県）
会員番号 1765	中川 浩樹（北海道）

2024 年度協会主催研修会について

2024 年度の協会主催研修会は、2024 年 3 月以降に皆様に広報できるように準備を進めています。協会ホームページ等でご案内しますので適時ご確認ください。

◎ 2024 年度研修会の申し込みは、2024 年度年会費納入後に行うことができます

研修会の申し込みは、2024 年 4 月から会員ポータルサイトより可能です。

協会のシステムへの情報反映にはタイムラグがございます。通常、郵便振替の場合は原則 2-3 営業日後、コンビニエンスストアで入金する場合は原則 10 営業日前後に協会のシステムに反映されます。システム上で確認できない場合は研修会の申し込みができませんので、お早めの対応をお願いいたします。

◎ 2024 年度開催予定している研修会

2024 年度開催予定している研修会は以下のとおりです（**表 1**）。記載されていない研修会についても、調整ができ次第お知らせいたします。なお、原則的に Web 研修会を予定しています。

表 1　2024 年度開催予定の研修会

認定作業療法士取得研修会（共通研修）	管理運営、研究法
認定作業療法士取得研修会（選択研修）	身体障害、老年期障害、精神障害、発達障害
専門作業療法士取得研修会	各分野での調整中
厚生労働省指定臨床実習指導者講習会	–
臨床実習指導者実践研修会	–
MTDLP 関連の研修会	MTDLP 教育法、教育ツールとしての MTDLP
重点課題研修会	複数のテーマでの開催を調整中
運転と地域移動支援 （運転と地域移動支援実践者認定対象研修会）	–
連携研修会	日本パラスポーツ協会公認中級パラスポーツ指導者養成講習会 がんのリハビリテーション研修会 リンパ浮腫複合的治療料実技研修会

◎専門作業療法士取得研修について

基礎研修については、受講のための要件は設定されておりません。また、基礎研修の講座には番号が振られていますが、高次脳機能障害を除き、受講の順番を示しているものではありません。応用研修は、基礎研修をすべて履修したのちに、受講が可能です。

◎ e ラーニング講座について

利便性に配慮し、多くの会員の皆様に研修会に参加していただくため、e ラーニング講座を準備しています。e ラーニング講座には、専門作業療法士取得研修（基礎研修）と位置づけられているもの、重点課題研修と位置づけられているものがあります。また、高次脳機能障害を除き、専門作業療法士取得研修（基礎研修）の講座の受講順番は指定されていません。

2024 年度に配信予定のものは、以下のとおりです（**表 2**）。今後もコンテンツの作成を積極的に進めてまいります。リリース準備ができたものから順次ホームページ等でお知らせしますのでご確認ください。

表 2　2024 年度配信予定の e ラーニング講座

e ラーニング講座
専門作業療法士取得研修
認知症　基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ
高次脳機能障害　基礎研修Ⅳ
摂食嚥下　基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲ、基礎研修Ⅳ
訪問　基礎研修Ⅰ
がん　基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ
特別支援教育　基礎研修Ⅱ -1
重点課題研修
がん・非がんの緩和ケア～作業療法実践に必要な緩和ケアの知識～
英語での学会発表　抄録・ポスター・スライド作成はじめて講座
地域ケア会議に資する人材育成研修
自動車運転と作業療法 ※こちらは、運転と地域移動支援実践者認定申請対象の研修会ではありません。
子育て、介護を担う女性作業療法士の働き方～子育てしながらイキイキと働くために～

・e ラーニング講座の申し込みについて

e ラーニング講座への申し込みは、他の研修会と同様に会員ポータルサイトからの申し込みとなります。

受講可能期間は 2 ヵ月間を設定しています。申し込み期間は視聴期間の前月 5 日（9 月 1 日～ 10 月 31 日までの視聴期間の場合、8 月 5 日が申し込み締め切り）までです。

申し込み締め切り後、本会より受講許可書、研修会受講料納入についてメール配信します。また、視聴のための URL、ログイン ID、ログインパスワードを追ってメール配信します（8 月 5 日締め切りの場合、8 月最終週を予定）。

視聴期間終了時に、100%の視聴完了をもって履修としたとみなされますので、視聴期間を十分に確認して学修を進めてください。e ラーニング講座は、定員を設定しておりません。期間を重複した申し込みにならないように、視聴期間を十分にご確認ください。

生涯教育講座案内【都道府県作業療法士会】

現職者選択研修						
講座名	日程	主催県士会	会場	参加費	定員	詳細・問い合わせ先
精神障害	2024年3月3日（日）	熊本県	Web開催	4,000円	40名	詳細は、各都道府県作業療法士会ホームページをご参照ください。

※現職者選択研修の受講には、日本作業療法士協会への入会とともに、各都道府県士会への入会も必要です。所属士会以外で受講される場合には、開催士会から所属士会へ入会状況の確認をさせていただくことがありますので、ご了承のうえ、お申込みください。

■ **詳細は、日本作業療法士協会のホームページをご覧ください。**
■ **協会主催研修会の問い合わせ先**　電話：03-5826-7871　FAX：03-5826-7872　E-mail：ot-kenshu@jaot.or.jp

日本作業療法士連盟だより

連盟ホームページ▶http://www.ot-renmei.jp/

協会と連盟の果てから、ゆるっと考えるなかで

千葉県作業療法士連盟会長　土居 義典

コロナ禍も明けつつある昨年から「そろそろかなー」と、3つの観点から感じておりました。

1つ目は、12年間にわたり日本作業療法士協会の制度対策委員会介護保険班（現在：制度対策部介護・高齢者福祉課）で活動をしてきた観点です。モニター調査や意見交換会等を実施するなかで作業療法士の技術を見える化し、職名記載や加算算定の制度要望を厚生労働省へ陳情する活動に取り組みました。厚労省への陳情は非常に意義深いのですが、要望先は厚労省だけでなく政治家へも必要であると、制度改正を経験するたびに感じていました。

杉原素子会長、比留間ちづ子・二神雅一・谷隆博副会長の日本作業療法士連盟三役の重鎮は、本連盟の立ち上げ時から長きにわたって作業療法士と政治とを結んでくださり、感謝しております。三役は日本の縮図を表しているようでもありますので、三役が後任に安心して任せられる本連盟と地方連盟が一致団結できる体制整備の必要性を感じていました。これが2つ目の観点です。

3つ目の観点は個人的なことですが、私は今年45歳になり作業療法士人生の半分が過ぎようとしていることです。今までは自分のための活動が多くありました。しかし、今後は地域、日本、そして世界へ目を向けながら、さらにチャレンジしながら20年間走りたいと考えていました。

上記の3点から「そろそろかなー」と考え、昨年8月1日に千葉県作業療法士連盟を全国で13番目に発足いたしました。先輩の方々、また私の世代も含めた世代交代の時期のように思います。先輩の方々が安心して任せられるように、全国隅々まで連盟のネットワークを構築できるように、まずは千葉県内において安定した運営ができるように、「ゆるっと」多くの仲間とともに邁進したいと考えております。

医療福祉eチャンネルで、見て学ぶ作業療法

1講座1.5時間の単位認定番組 ※日本作業療法士協会会員ポータルサイトに反映

- 現職者共通研修［8番組］
- 生活行為向上マネジメント［基礎編］

詳しくはこちら

医療福祉eチャンネル(https://www.ch774.com/)での単位認定には「履修登録」「受講管理料」が必要となります。詳しくは「日本作業療法士協会員の皆さまへ」をご覧ください。

好評配信中 燃えよ、作業療法士！～日本の明日の作業療法を革新する～

共生社会の実現や多様性に強い専門職として、教育の場・仕事の場・生活の場作りに、作業療法士の支援力が求められています。各地域の課題や、それらの解決に関わる果敢な取組を学びながら、半世紀になる日本の作業療法の革新を目指していきます。

増員 作業療法士募集中！

あなたのやりたかった在宅リハビリがきっと、
ここならできる！

訪問看護ステーション
かすたねっと

給与	270,000円～ その他訪問手当（インセンティブあり）
業務内容	訪問看護ステーションでのリハビリ業務等
勤務時間	8:30～17:30
その他	スマホ貸与、就職祝い金支給あり

詳しくはQRコードから弊社HPをご覧ください！
ピピっ！ときたらお気軽にお問い合わせください！

訪問看護ステーション かすたねっと
〒569-0097　大阪府高槻市高垣町５０－２１
072-629-1281　担当　井上
https://castanet-kango.com/

作業療法士募集

○募集人数　会計年度任用職員（育休代替）フルタイム　１名
○応募資格　作業療法士（年齢、経験問いません。採用時まで取得見込も可。）
○業務内容　作業療法業務（入院、外来患者さんの作業療法等）
○雇用期間　2024 年３月 28 日～ 2025 年３月 31 日（条件付きで更新あり）
○給　　与　月額換算 187,531 円～ 243,376 円（日給 ×20.3 日）
○勤務時間　8:45 ～ 17:15(休憩 60 分)
○休 日 等　週休２日制　日曜・祝日　※月１回程度土曜日勤務（振替休暇あり）
○待　　遇　雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
通勤手当支給あり ※片道２km以上
マイカー通勤可　職員駐車場あり ※片道２km以上
○応募方法　ハローワークの紹介状と履歴書（写真貼付）を郵送のうえ、担当までご連絡ください。書類到着後７日以内に面接日時をお知らせします。
○アクセス　JR 新発田駅から徒歩５分
○施設の概要、エリア、その他情報等
リウマチセンターは、リウマチ科とリハビリテーション科からなる病院です。リウマチ科で OT は、肩･肘･手･手指各関節の術後療法やリウマチリハビリ・指導などを行っています。
リハビリテーション科は、主に隣接する新潟県立新発田病院から転院となる運動器疾患・脳血管疾患の入院患者さんを対象としています。
医師・看護師・MSW などと多職種連携で患者さんに携わっています。
施設全体が明るい雰囲気で働きやすい職場です。ぜひご連絡ください。
【病床数】一般 100（うち回復リハ 48）
【リハビリスタッフ数】PT　９名、OT　７名、ST　２名 ※R5.12.1 時点

○勤務場所／応募書類の送付先

新潟県立リウマチセンター
〒957-0054　新潟県新発田市本町１－２－８
TEL. **0254-23-7751** FAX. 0254-26-3874
担当　庶務係　井上
https://www.ra-center.com/

株式会社アクト・デザイン 作業療法士★大募集

事業拡大につき各施設にて作業療法士さん大募集中です！
児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障害児通所事業から訪問看護まで幅広く展開しております。
活躍の幅を広げキャリアアップしたい方のご応募をお待ちしております！

【募集施設】・こども発達支援ルームまあち
・こども地域づくりｽﾃｰｼｮﾝまあち
・柏の葉訪問看護ステーション
【募集人数】各施設 若干名
【業務内容】児童発達支援、放課後等デイサービス
保育所等訪問支援 、訪問看護（リハ）
居宅訪問型児童発達支援
【給　　与】常　勤：月給 181, 000円～377, 000円
非常勤：日給 13, 000円
【勤務時間】8:30～17:30（休憩60分）
【休日休暇】土・日・祝、有給休暇、年末年始
リフレッシュ休暇（年3日）
【社会保険】労災、雇用、健康、厚生保険完備
【応募方法】電話/メールにてご連絡下さい。
※求人詳細 応募は以下ＱＲコードから ↓ ↓ ↓

株式会社アクト・デザイン
〒277-0813　千葉県柏市大室1-24-1
：04-7197-7862　/　担当：嘉門
：recruit@act-design.org
：https://www.act-design.org

求人広告のお申込と出稿の方法

◆求人広告掲載のお申込は協会事務局まで

施設名、ご担当者名、住所、電話番号、Ｅメールアドレス、希望の作成パターン（Ａ・Ｂよりお選びください）を記載のうえ、Ｅメールにて協会事務局〔kikanshi@jaot.or.jp〕までお申し込みください。希望掲載号発行月の前々月末が申込締切となります。

A.　基本デザイン作成パターン

（費用＝版下作製費０円＋広告掲載料 13,000 円）
①～③の基本フォームからお好きなデザインを選択していただき、掲載情報のみご提供いただきます。文字内容の変更は受け付けますが、デザインの変更はできません。

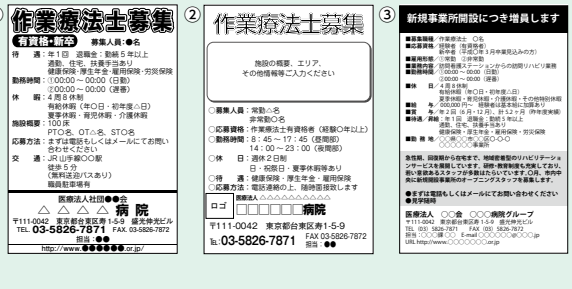

B.　オリジナル版下支給パターン

（費用＝版下作製費０円＋広告掲載料 13,000 円）
指定する要領（幅 82㎜×高さ 122㎜）で完全版下をご提供いただいた場合も、版下作製費は発生いたしません。

※複数月掲載の際、デザイン変更を希望され、作業が発生した場合は別途版下代をいただく場合がありますのでご注意ください。また、オリジナルデザインでの版下作製も受け付けておりますので、ご相談ください。

編集後記

本号は第143・144合併号（2024年3月号は休刊）のため、この号が2023年度の最終号です。今年度をもって退会される方には手に取っていただく最後の協会誌になります。

退会の理由はさまざまで、お電話でご連絡をいただいた際にお話しくださる方もおられます。冬の初め頃にお電話くださったある方は、協会の草創期から会員となり活動をされていたとのこと。最初はお金もなくて人集めにもとても苦労したから、少しでも足しになればと思ってこれまでずっと会員を続けてきたけど、もう自分も80代も後半、この先どうなるかわからないから今のうちにお暇しておこうと思って、とお話しくださいました。

協会事務局にいても、すべての会員の方と話せるわけではないし、すべての方が協会に意見を挙げてこられるわけでもありません。むしろそういった方々はごく一部で、大部分の方は一会員として協会の動きをしずかに見ていると思います。会員の皆さんが有形無形に支え合いながら、それぞれの現場で良い作業療法ができるように、協会を離れる方にも作業療法を応援してもらえるように。来年度も本誌でさまざまな情報をお伝えしていきたいと思います。

（遠藤）

本号は第143・144合併号です。3月の本誌刊行はありませんのでご注意ください

本誌に関するご意見、お問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。
E-mail　kikanshi@jaot.or.jp

■ 2022年度の確定組織率

56.8%（会員数61,799名／有資格者数108,872名※）

※ 2023年度は会員数がまだ確定していないため組織率の算定ができません。当協会の最新の組織率としては、理事会の承認を得て確定した2022年度の会員数に基づくこの数値をご利用ください。

■ 2024年1月1日現在の作業療法士

有資格者数　113,665名※
会員数　63,791名
社員数　257名
認定作業療法士数　1,478名
専門作業療法士数（延べ人数）　151名

■ 2023年度の養成校数等

養成校数　203校（208課程）
入学定員　7,685名

※ 有資格者数の数値は、過去の国家試験合格者数を単純に累計した数に、本会が把握し得た限りでの外国で取得した免許から日本国免許へ切り換えた者を加え、2022年度までの死亡退会者数（280名）を除いた数として示していますが、免許証の未登録、取り消し、本会が把握し得ない死亡その他の理由による消除の結果生じた減数分は算入されていません。

日本作業療法士協会誌（毎月1回発行）
第143・144合併号　2024年2月15日発行

□発行人：山本 伸一
□制作広報室
室長：東 祐二
担当：宮井 恵次、遠藤 千冬、岩花 京太朗、大胡 陽子

□制作・印刷：株式会社サンワ

□発行　一般社団法人 日本作業療法士協会
〒111-0042　東京都台東区寿1-5-9　盛光伸光ビル
TEL.03-5826-7871　FAX.03-5826-7872
E-mail kikanshi@jaot.or.jp　協会ホームページ https://www.jaot.or.jp/

□求人広告：1/4頁1万3千円（賛助会員は割引あり）

●協会ホームページに
機関誌の電子版を掲載しています

第 29 回 3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会および認定試験のお知らせ

3学会（一般社団法人 日本胸部外科学会、一般社団法人 日本呼吸器学会、公益社団法人 日本麻酔科学会）合同呼吸療法認定士認定委員会は、学会認定制度による「3学会合同呼吸療法認定士」の認定を行うため、標記認定講習会および認定試験を下記の通り実施します。

◆認定講習会について◆

受講資格：1）と 2）を満たすこと

1）いずれかの免許および実務経験年数を有する者（実務経験は**免許登録日以降、申請書類提出日まで**）。

a）臨床工学技士……経験 2 年以上
b）看護師……経験 2 年以上
c）准看護師……経験 3 年以上
d）理学療法士……経験 2 年以上
e）作業療法士……経験 2 年以上

2）受講申し込み時から過去 5 年以内に、認定委員会が認める学会や講習会などに出席し、**12.5 点以上の点数を取得**している者（受講証／修了証の写しが必要です）。

＊認定委員会が認める学会および講習会は下記のホームページ上で確認してください。
https://www.jaame.or.jp/iryo/kokyu/point.html
（各学会や講習会主催者へは開催時期、申し込み方法以外の問い合わせはしないでください。）

◆認定試験について◆

受験資格：

1）第 29 回認定講習会を受講した者
2）第 29 回認定講習会受講免除者

認定講習会の受講年度	認定試験
第 28 回（2023 年）～第 26 回（2021 年）	第 29 回（2024 年）認定試験を受講免除者として申請できます。
第 25 回（2020 年）認定講習会受講済みで特別措置の対象者	
【免除申込時に必要な書類等】 ・顔写真付き本人確認書類、受講票（会場受講者）、受験票のいずれかのコピー ・戸籍抄本（過去申請時と氏名が異なる場合）	

◆申込等詳細について◆

実施要領および申請書類の入手は**ダウンロードのみ**です。郵送での請求対応、事務局での直接配布は行っておりません。**申請にはメールアドレスの登録が必要です。**

第 29 回認定講習会および認定試験の詳細は、
2024 年 2 月 1 日（木）にホームページで公表予定です。

≪お問い合わせ≫
3学会合同呼吸療法認定士認定委員会事務局
〒113-0033　東京都文京区本郷1-28-34　本郷 MK ビル2F　公益財団法人医療機器センター内
TEL 03-3813-8595　Email kokyu-m@jaame.or.jp
https://www.jaame.or.jp/iryo/kokyu/point.html
受付時間 10：00 ～ 12：00 および 13：00 ～ 17：00（土日、祝祭日を除く）

一般社団法人
日本作業療法士協会

2024年2月15日発行　第143・144合併号